

第4章 移動等円滑化の基本理念と基本方針

1. バリアフリーの基本理念

本市においては平成20年度に「羽曳野市バリアフリー基本構想」を策定しています。したがって基本理念につきましては、以下のとおり「羽曳野市バリアフリー基本構想」に定められた基本理念に基づき進めていきます。

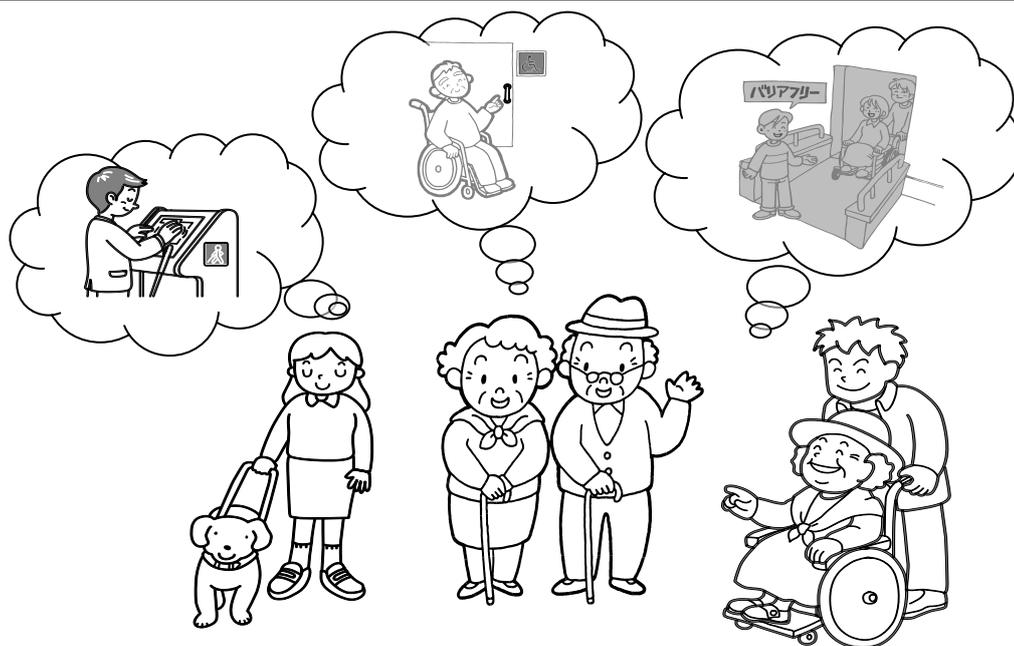
本市では、第5次総合基本計画（平成18年～平成27年）を策定し、将来像である「人・時をつなぐ 安心・健康・躍動都市 はびきの」を実現するため、まちづくりの目標である「安全・安心、快適で住みやすいまち」として、都市基盤の整備や生活環境施設の充実、バリアフリーの推進を掲げています。さらに、「健康で生き生きと暮らせるやさしいまち」では、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が暮らしやすく、利用しやすい、ユニバーサル社会をめざすこととしています。

誰もが安心して安全・快適に日常生活を営む上で、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化は、必要不可欠なものであるとともに、同時に多様な社会参加が可能となり、人々が生き生きと活動し、活発な交流を促進するものです。

このようなことから、バリアフリーの基本理念を以下のとおり設定します。

＜ バリアフリーの基本理念 ＞

誰もが、安全・安心、快適で、生き生きと活動できる都市 ^{まち} はびきの



2. 対象地区におけるバリアフリーの基本方針

対象地区におけるバリアフリーの基本理念に基づき、5つの基本方針を定め、バリアフリーを推進します。

①高齢者、障害者等が安全・安心に活動できるまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ、妊産婦や乳幼児連れ等、移動等に制約を受けるあらゆる人が、安全かつ安心して活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路をはじめ、鉄道、バス等の公共交通施設や建物等のバリアフリー化に取り組みます。

②重点的なバリアフリー化の推進

効果的に事業を推進するため、重点整備地区を設定し、優先的かつ総合的にバリアフリー化を進めます。なお、重点整備地区以外についても、道路や施設等の新設・改修を行う際には、本構想の考え方に基づいた整備を行うなど、将来に向けて市域全体のバリアフリー化に努めます。

③心のバリアフリー及び心のバリアフリー事業の促進

バリアフリー化を実現するためには、ハード面の整備と併せて、ソフト面の取り組みが不可欠です。視覚障害者用誘導ブロックが敷設されても、その上に自転車を駐輪させては視覚障害者の通行を遮ることになり、何の効用も得ることができません。ハードとソフト双方の整備を図る心のバリアフリー事業を促進していきます。また、高齢者や障害者等に対するサポート意識の醸成やマナーの向上をめざし、各種広報・啓発活動や学校教育等を通じた意識の高揚を図る取り組みを検討していきます。

④市民の参画と関係機関とが連携したまちづくりの推進

効果的、効率的な整備を進めるため、事業者や国・大阪府・市の連携を図るとともに、計画段階から市民参加を基本とし、高齢者や障害者等との意見交換を実施するなど、利用者からの視点を反映した上で、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリーの推進に取り組みます。

⑤計画的、継続的なバリアフリー事業によるスパイラルアップ

事業の緊急性や重要度、財政状況等を勘案した上で、短期的な取り組みと長期的な取り組みに区分し、より実現性のある事業プログラムを作成します。また、事業の推進にあたっては、「計画・目標」⇒「実施」⇒「検証」⇒「見直し改善」のサイクルを繰り返すことにより、段階的・継続的な発展に努めます。

第5章 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定

1. 重点整備地区の要件

一定の地区における施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区を設定します。

なお、設定にあたっては、下記の要件を考慮し、特に優先してバリアフリー事業の実施が必要であると認められる地区を重点整備地区として位置づけます。

【重点整備地区の要件】

●生活関連施設の集積性（配置要件）

- 生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物がおおむね3以上あること
- 地区の面積はおおむね400ha未満
- 施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲

●移動等円滑化の事業実施の必要性（課題要件）

- 高齢者、障害者等による施設の利用状況や、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が高いこと

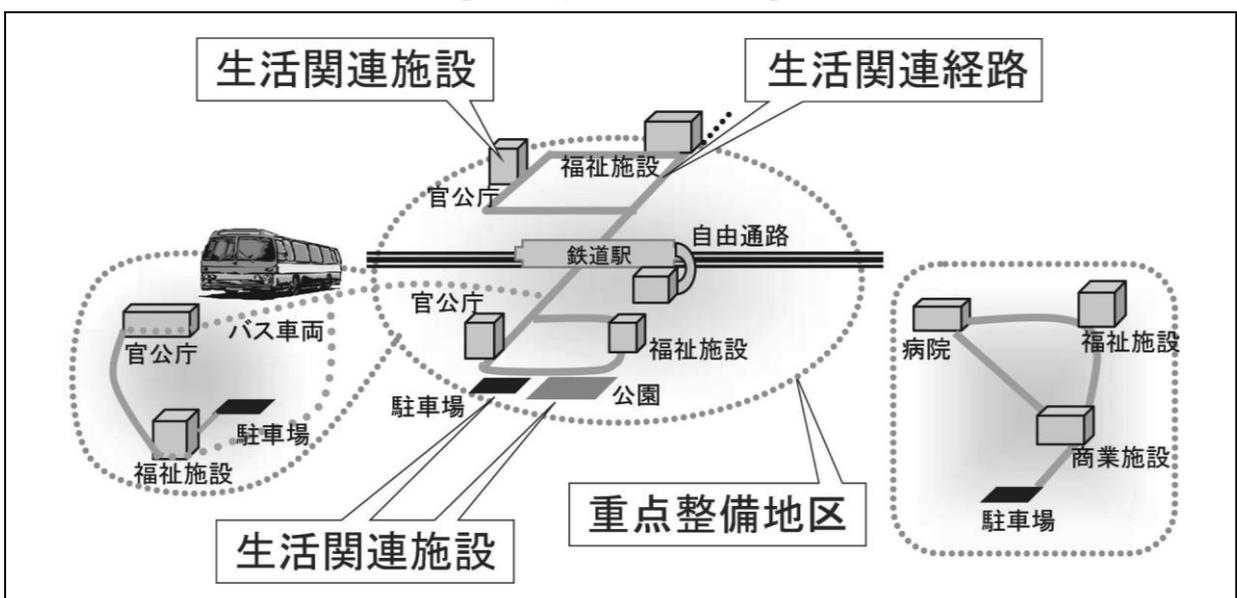
●総合的な都市機能の増進に対する有効性（効果要件）

- 社会参加の機会、勤労の場の提供等都市機能の増進に効果的な事業の実施が可能なこと

※特定旅客施設：1日当りの乗降客数が3,000人以上の鉄道駅等

※特別特定建築物：不特定多数の者、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物（多数の者が利用する政令で定める建築物）

【重点整備地区のイメージ】

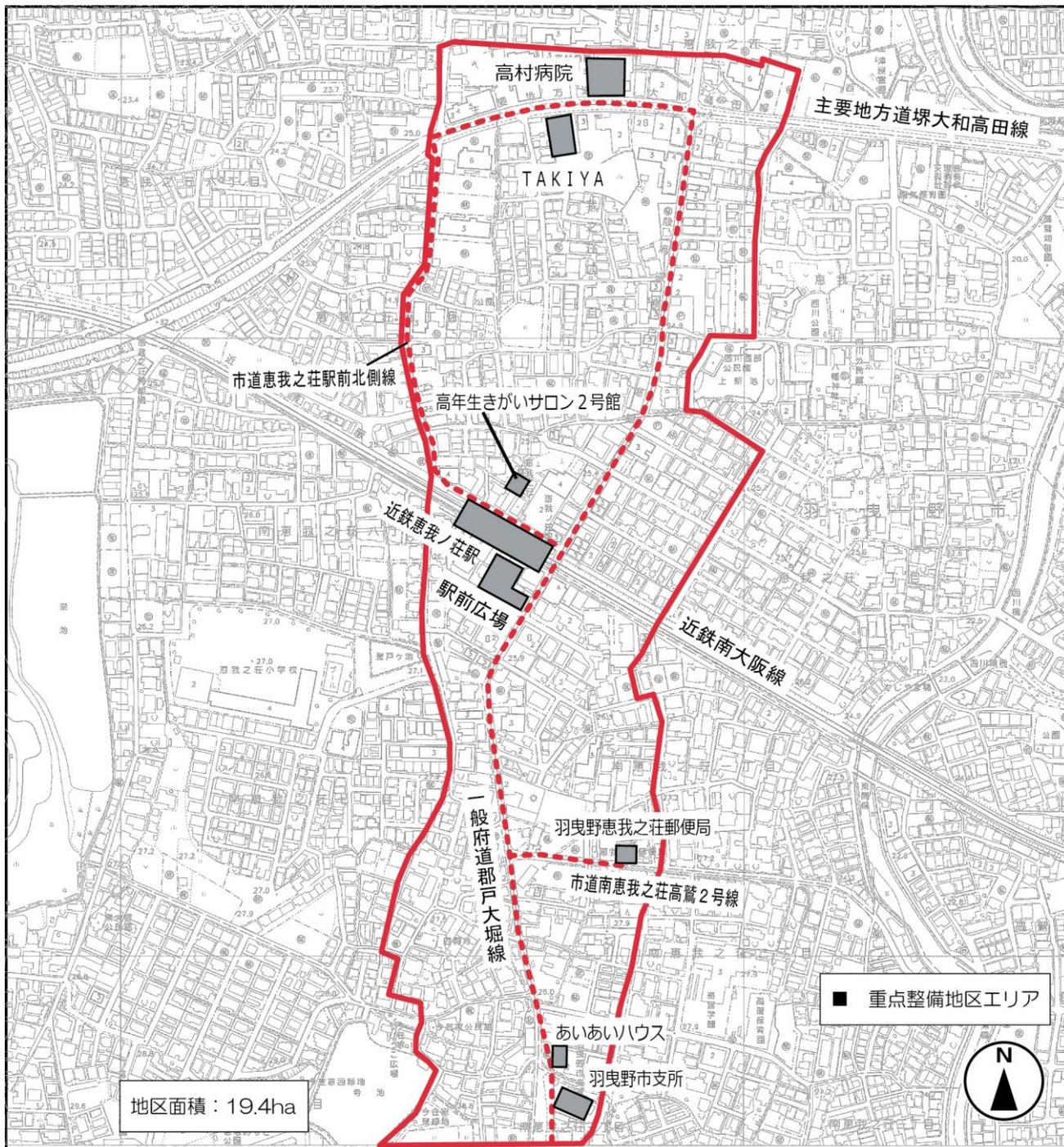


2. 重点整備地区の設定

恵我ノ荘駅周辺地区の設定にあたっては次のような考え方を基本としました。

- 1) 重点整備地区は「地形地物」によって区域をもうけます。
- 2) 恵我ノ荘駅周辺地区の車いす、歩行による移動動線は一般府道郡戸大堀線、主要地方道堺大和高田線大和高田線ですが、車と歩行の動線が混雑化する一般府道郡戸大堀線に対して、周辺地区の居住者は市道恵我之荘駅前北側線を一般府道郡戸大堀線の補完道路として利用しており、それらを含む圏域を重点整備地区として設定します。

重点整備地区（恵我ノ荘駅周辺地区）は以下のとおりとします。重点整備地区の要件を備えた地区です。



3. 生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設のことであり、旅客施設となる鉄道駅や官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等の特別特定建築物、また、都市公園、路外駐車場が対象となります。

これらに該当する施設から優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

①旅客施設

特定旅客施設に該当する「近鉄恵我ノ荘駅」を選定します。

②建築物

特別特定建築物に該当する官公庁施設、福祉施設、文化施設等の公共建築物の中で、特に多くの高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設の中から、さらに、民間建築物については、特別特定建築物のうち、不特定多数の者が利用する延べ床面積 2,000 m²以上もしくは「大阪府福祉のまちづくり条例」に定められた施設、道路を対象とし、施設管理者の意向や経路となる道路の整備効果等も踏まえ、次の施設を選定します。

官公庁施設	羽曳野市支所
福祉施設	高年生きがいサロン2号館 あいあいハウス
医療施設	高村病院
民間サービス施設	羽曳野恵我之荘郵便局
民間商業施設	TAKIYA 恵我之荘店

※サンディ恵我之荘店については独自にバリアフリー化を検討されています

③都市公園

都市公園については該当なし

④路外駐車場

路外駐車場については該当なし

(2) 生活関連経路の選定

生活関連経路は生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、道路のほか、駅前広場、通路、その他の私道等が対象となります。

①道路

羽曳野市支所、近鉄恵我ノ荘駅、高村病院等を結ぶ一般府道郡戸大堀線、主要地方道堺大和高田線、市道南恵我之荘高鷲2号線、市道恵我之荘駅前北側線を生活関連経路に選定します。

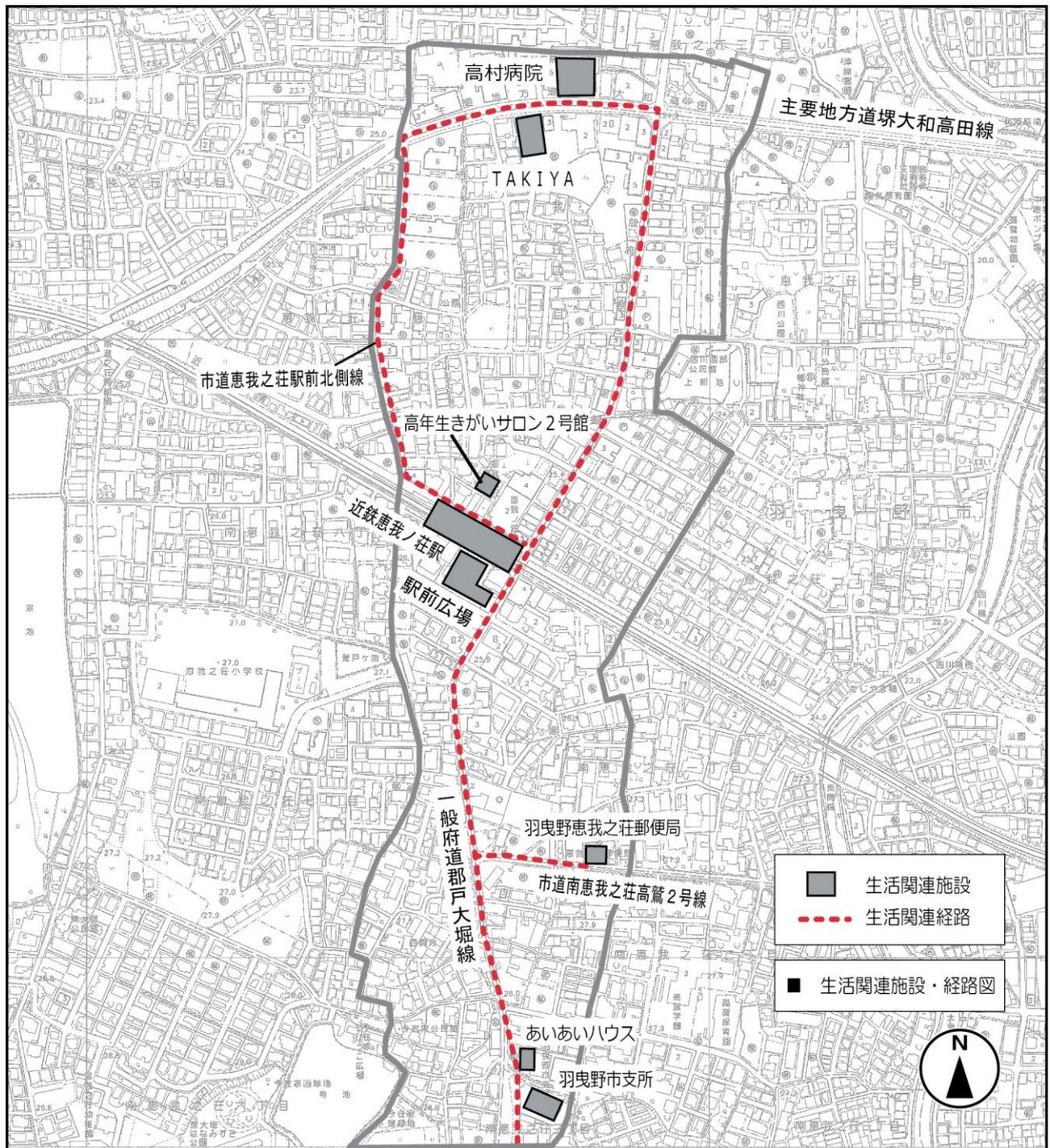
②その他

バスやタクシーの乗り入れが予定される「恵我ノ荘駅前広場」を「その他」施設として選定します。

〔生活関連経路〕

道路	一般府道郡戸大堀線
	主要地方道堺大和高田線
	市道南恵我之荘高鷲2号線
	市道恵我之荘駅前北側線
その他	恵我ノ荘駅前広場

※なお、重点整備地区内の生活関連施設、生活関連経路以外の施設、道路については、本構想の考え方や大阪府福祉のまちづくり条例に考慮した整備を促し、とりわけ生活関連経路上にある延べ床面積2,000㎡以上の商業施設等の施設については、経路と一体となった整備の推進を働きかけるなど、地区全体のバリアフリー化を推進していきます。



第6章 重点整備地区における整備目標

1. 取り組みにあたっての基本的な考え方

本重点整備地区における課題として以下のような3点をあげました。

- ①旅客施設、建築物等については段差解消、多機能トイレ等の整備が完了しているところもありますが、利用面での整備が十分ではないという指摘もありました。利用に際しては心のバリアフリーにつながるソフト面を充実させる必要があります。
- ②駅南側については、駅前広場等が暫定的利用の状態にあります。狭隘道路の解消と安全性向上の促進に合わせ、建築物等のバリアフリー整備も進めていく必要があることがわかります。
- ③地区の道路の多くは歩道がないため、側溝蓋上を歩行利用するケースが多く、側溝蓋の現況が歩行しやすさや安全・安心につながっている状態にあります。

本重点整備地区においては段差の解消を図るなどのハードな整備はおおむね完了しているところもありますが、その利用の方法等で利用しづらいなどの指摘が出されています。

また、まち歩き点検調査では、視覚障害、聴覚障害、下肢・上肢障害等の方々によって、それぞれの立場から共通したバリアもあれば、それぞれの立場の違いにより生じる点も出されました。

本構想においては、それぞれの立場の違いから生じるバリア解消については共通して採り入れができるものを各施設にもうけることで第一ステップの整備として、まず取り組んでいきます。



耳マーク

※耳マーク

施設の受付等に耳マークを掲示し、聴覚障害者に筆談等の対応ができることを表すためのマークとして使われています。また、聴覚障害者は外見から障害が分かりにくいいため、身につけることによって、まわりの人に耳が不自由であることを伝えるためのものです。

2. 実施する特定事業等の整備の概要と整備目標

整備期間：平成 26 年～35 年度
整備時期区分：【短期】平成 28 年度まで 【中期】平成 32 年度まで
【長期】平成 35 年度まで【長期以降】平成 36 年度以降
整備内容：●整備基準適合が求められる整備
○整備基準適合以外の整備
△バリアフリーソフト対応事業

※地権者等との調整や財政状況等により、整備時期が前後することがあります。

(1) 公共交通

①近鉄恵我ノ荘駅

【事業者：近畿日本鉄道株】

【整備の考え方】

スロープ勾配の緩和、多機能トイレの整備等ハード整備が完了したところであり、それらハード整備に加えて以下の対策を促進します。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
○北側駅舎前スロープ位置の検討			○	※1
○電光掲示板設置の検討			○	※1

※1 技術的には可能であるが、整備には長期的な検討が必要となる

②近鉄バス

【事業者：近鉄バス株】

【整備の考え方】

より多くの地域の方々が利用しやすいように低床バスの導入を促進します。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●低床バスの導入促進				

※「低床バスの導入促進」は公共交通特定事業として取り組みます

(2) 道路

①一般府道郡戸大堀線

【事業者：大阪府富田林土木事務所】

【整備の考え方】

踏切南側は都市計画道路事業が予定されており、あわせてバリアフリー対応を図ります。北側は不具合のあるグレーチングを隣接者の協力を得ながら修繕（細目対応）を行うなど、路肩部における歩行スペースの改善を図ります。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●都市計画道路の整備(近鉄踏切南側)			○	
○グレーチングの補修(近鉄踏切北側)	○	○		必要箇所の整備を行う

※「都市計画道路の整備」は道路特定事業として取り組みます

②主要地方道堺大和高田線

【事業者：大阪府富田林土木事務所】

【整備の考え方】

地形上から生じている交差点付近の勾配緩和に努め、安心安全で歩行しやすい道路としていきます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●歩道段差改善(恵我之荘交差点)	○	○		歩道縦横断勾配の緩和を図る

③市道南恵我之荘高鷲2号線

【事業者：羽曳野市】

【整備の考え方】

歩行者の安全安心のためのグレーチング補修、転落防止に取り組みます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
○側溝の官民境界の確認	○			沿道地権者の協力を得て取り組む
○側溝への転落防止を図るためのフェンス設置	○			沿道地権者の協力を得て取り組む

④市道恵我之荘駅前北側線

【事業者：羽曳野市】

【整備の考え方】

歩行者の安全安心のための転落防止、歩行スペースの確保に取り組みます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
○側溝グレーチング等の補修	○	○		沿道地権者の協力を得て取り組む

(3) 交通安全

①交差点信号機

【事業者：大阪府公安委員会】

【整備の考え方】

道路改修に合わせ、視覚障害者の安全横断を誘導する音声付信号の設置転換を図っていきます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●音声付信号の設置 (主要地方道堺大和高田線)		○		道路改修にあわせ取り組む
●音声付信号の設置 (一般府道郡戸大堀線)		○		道路整備にあわせ取り組む

※「音声付信号の設置」は交通安全特定事業として取り組みます

(4) 建築物

①羽曳野市支所

【事業者：羽曳野市】

【整備の考え方】

障害者をはじめ、赤ちゃんから高齢者までの幅広い利用者に対して、安心して気軽に利用できる環境づくり及び窓口対応を行います。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレ、おむつ替えベビーベッドの案内表示設置	○			案内表示を設置するとともに利用者案内を行う
△受付に耳マークを設置	○			耳マークを設置するとともに一層配慮した窓口対応を行う

②あいいいハウス

【事業者：羽曳野市社会福祉協議会】

【整備の考え方】

府道整備の事業用地を暫定利用中であるため、人的サービスで対応していきます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●駐車場車いすマーク設置				都市計画道路事業に合わせ 取り組む
○玄関門前グレーチングの細目地 化				都市計画道路事業に合わせ 取り組む
△車いすでのトイレ利用等が不可 能なことを明示	○			来訪者へわかりやすく伝える

③高年生きがいサロン2号館

【事業者：羽曳野市社会福祉協議会】

【整備の考え方】

安全安心の利用につながる取り組みとして位置づけ対応していきます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●黄色点字ブロックに再敷設			○	再敷設する
○案内表示の見直し（目線を低く）			○	改修時に見直す
△耳マークを設置する	○			耳マークを設置
△玄関靴箱前にひじ付椅子の設置	○			短期に検討する
△ガラス窓にシール等の表示を	○			弱視者が区別しやすいように 改修時に見直す

④羽曳野恵我之荘郵便局

【事業者：羽曳野恵我之荘郵便局】

【整備の考え方】

安全安心の利用につながる取り組みとし、人的サービス中心に対応していきます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
△玄関押しボタンの位置の検討				改修時に対応する
●駐車場に車いすマーク設置				借受のため対応不可 玄関押しボタンを通じた人的サービス対応とする

⑤高村病院

【事業者：医療法人昌円会高村病院】

【整備の考え方】

地域の総合病院として高齢者をはじめ、視覚障害、聴覚障害、内部障害、車いす利用者など障害のある方、あらゆる方の来院に対応できるバリアフリー化に取り組みます。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●敷地内通路及び屋内受付まで点字ブロック敷設	○			短期で対応する
○オストメイト対応トイレは上階にあることの案内表示	○			短期で対応する
○第1駐車場が車いす対応の旨の案内を表示	○			短期で対応する
○受付に耳マーク設置	○			短期で対応する
○1階トイレの引き戸を押しボタン式に変更			○	改修時に対応

⑥TAKIYA 恵我之荘店

【事業者：タキヤ株式会社】

【整備の考え方】

あらゆる顧客が来店しやすいバリアフリー環境づくりをめざします。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●トイレ照明ボタンの位置検討	○			改善を検討する
●駐車場に車いすマーク設置	○			限定区画であるが検討を行う
●受付まで点字ブロック設置	○			設置を検討する
△トイレに押し棒を設置	○			設置を検討する
△受付に耳マークの設置を検討	○			設置を検討する

(5) その他

①駅前広場

【事業者：羽曳野市】

【整備の考え方】

現状は暫定整備ですが、都市計画道路事業の整備にあわせ、駅前広場としての整備を図ります。

整備内容	整備時期			取り組み方針
	短期	中期	長期	
●バス乗降場の設置の検討			○	設置について検討を進めていく
○バス乗降場の上屋等の設置の検討			○	設置について検討を進めていく

※駅前広場は生活関連経路を構成する「一般交通用施設」であり、道路特定事業のひとつとして整備に取り組みます

第7章 バリアフリーの推進に向けて

1. 心のバリアフリー

バリアフリーの推進は、「ハード整備」だけではありません。例えば、歩道のバリアフリー整備が行われたとしても、歩道や誘導用ブロックの上に、自転車や自動車、店舗の看板等が置かれていたら、車いす利用者、視覚障害者の方の通行の妨げとなり、せっかくの整備もマイナス効果となってしまいます。バリアフリー意識を高めるための研修会や体験イベントなどのソフトな取り組みを推進するとともに、上記に記載した歩道や誘導用ブロックの上に、自転車や自動車、店舗の看板等を置かない等の「心のバリアフリー」の取り組みが大切になります。

「心のバリアフリー」とは「市民のバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手のことを理解し、尊重することが自然となるノーマライゼーションの精神に基づいたもの」です。

行政が率先して取り組むことはもちろんですが、市民、事業者がそれぞれの立場で協力して取り組むことが大切です。

(1) 本構想における心のバリアフリーの取り組み

「羽曳野市バリアフリー基本構想」において、【心のバリアフリーとして取り組む内容】を次のようにあげました。

【心のバリアフリーとして取り組む内容】

- 違法駐輪、違法駐車をなくし歩道の移動円滑化の促進
- 歩道上の看板等の移動障害をなくすための方策の推進
- バリアフリー実体験等によるバリアフリー・心の教育の推進
- バリアフリーに関する啓発・広報及びバリアフリー情報の発信
- 「耳マーク」「マタニティマーク等の活用の奨励

本構想においては重点整備地区にある施設設置管理者が「実施する特定事業等」において、以下のような区分を行い整備時期と整備方針をあきらかにしています。

整備内容の区分

- 整備基準適合が求められる整備
- 整備基準適合以外の整備
- △ バリアフリーソフト事業

そして、「△ バリアフリーソフト事業」としては次のような整備をあげています。

バリアフリーソフト事業	その対応目的
1. 受付に耳マークを設置	筆談等により聴覚障害者へ対応をする
2. トイレに押し棒を設置	左右双方の手や腕の障害に対応する
3. 呼び出しボタンの設置	あらゆるバリアに人的サービスで対応する
4. 靴箱前にひじ付椅子の設置	高齢者等の靴の脱着を支援する
5. ガラス窓にシール等の表示を	弱視者のガラス壁であることの識別を支援する

ハードな整備を重ねても期待するほどの効果が得られないところに、心のバリアフリーに合致したバリアフリーソフトな取り組みにより、直接的な効果を得るための事業であることがわかります。

「羽曳野市バリアフリー基本構想」において、「心のバリアフリー」とした取り組みを「バリアフリーソフト事業」とし、各施設設置管理者の取り組み事業に位置づけしました。

今後とも「心のバリアフリー」に係る事業推進が期待されます。

(2) 心のバリアフリーの推進の方向

① 地域と一体となった心のバリアフリーの推進

本重点整備地区は「恵我之荘商店街」として買物・飲食・サービス業の店舗があり、来街する方が多い地区です。

「心のバリアフリー」の推進は顧客サービスのひとつの現われでもあります。

「恵我之荘商店街」をはじめ地域と一体となった「心のバリアフリー」推進を図っていきます。



② マタニティマークの普及

「羽曳野市バリアフリー基本構想」において心のバリアフリー事業として位置づけたマタニティマークの普及が進み、電車内にも貼付されています。

本重点整備地区においても都市計画道路事業の整備に合わせ、妊産婦やベビーカー等の往来に配慮した整備を行うとともに、心のバリアフリーも推進していきます。

③ 知的障害や精神障害への心のバリアフリー

障害のうち視覚、聴覚、上肢、下肢障害、内部障害等の身体障害についてはハードな整備が必要となるため、目にみえて整備による効果が現われますが、知的障害や精神障害に対するハードな整備は求められることが少なく、むしろ「心のバリアフリー」がもっとも求められています。

もっとも要求される「わかりやすい表示誘導」のために案内看板、案内サイン等の整備に取り組むとともに、何が求められているのか知り、互いの理解を深めるための「コミュニケーションボード」の採り入れや緊急時を知らせるボード等の準備などの「心のバリアフリー」に対応していきます。

【コミュニケーションボード】



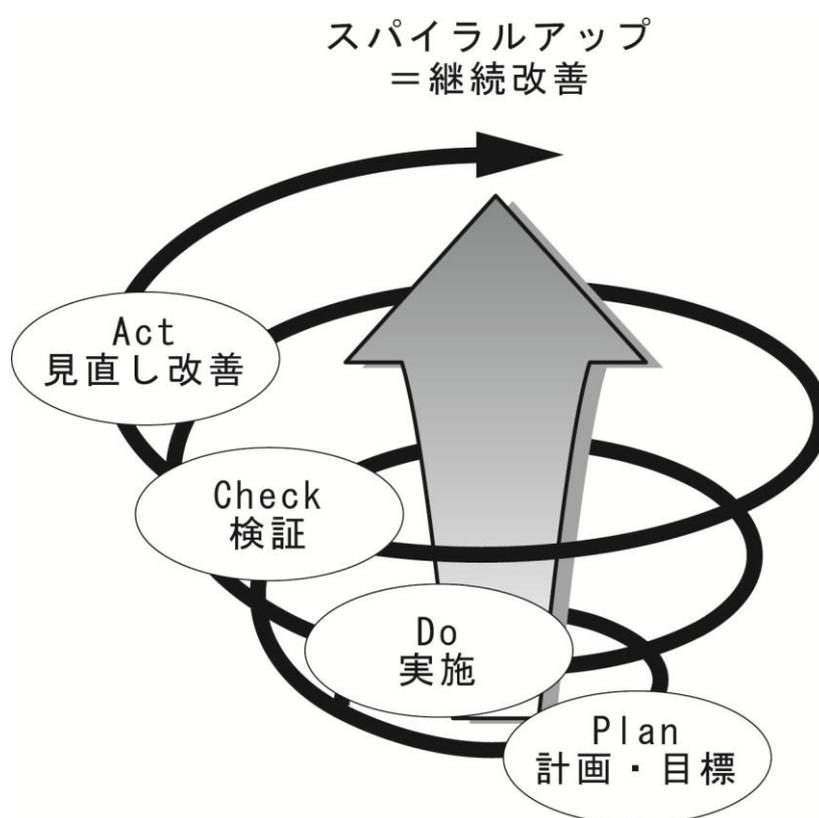
★ 必要なところ以外は揚すなどして示した方が、知的な障害のある人たちには、容易に理解できる場合があります。

2. スパイラルアップ

高齢化やユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリーを進めるためには、具体的な取り組みについて検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じる、いわゆる「スパイラルアップ」の仕組みづくりが重要となります。

また、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応したバリアフリーの推進にあたっては、行政や事業者だけでなく、市民と連携した取り組みが必要となります。

こうしたことから、今後、本構想の実現に向けては、平成 21 年の古市駅周辺地区における「羽曳野市バリアフリー基本構想」策定時に位置づけられた、P（計画・目標）D（実施）C（検証）A（見直し改善）サイクルの考え方を踏襲し、事業の進行管理や市民・事業者・行政が連携して事業の促進を図るとともに、段階的かつ継続的な発展に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に取り組んでまいります。



参 考 资 料

○羽曳野市バリアフリー基本構想協議会規則

(制定 平 25.3.29 規則 24)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、羽曳野市バリアフリー基本構想協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、執行機関の附属機関条例別表に掲げる当該担任する事務について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)の規定に基づく協議及び連絡調整を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 大阪府公安委員会の代表者
- (5) 関係する施設設置管理者
- (6) 基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (7) 高齢者団体の代表者
- (8) 障害者団体の代表者
- (9) 地域住民の代表者
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(アドバイザー)

第 4 条 市長が専門的な見地から意見を求めるため必要があると認める場合は、協議会に法を所管する国及び大阪府の職員をアドバイザーとして置くことができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、緊急の必要があり、かつ、会議を開催する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合において準用する。

6 会長がその目的を達成するために必要があると認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市開発部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織について必要な事項は、市長が定め、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

羽曳野市バリアフリー基本構想協議会委員名簿（任期：平成 27 年 8 月 31 日まで）

省 略

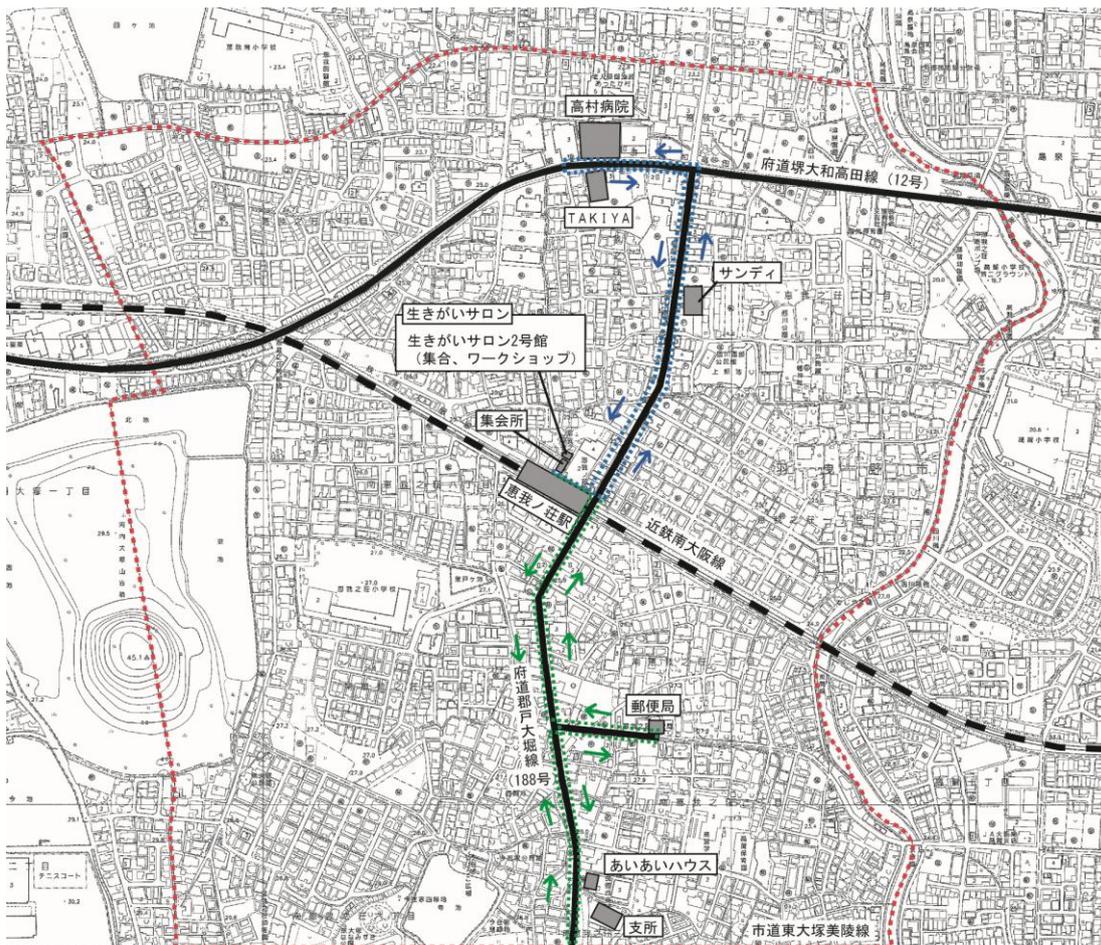
羽曳野市バリアフリー基本構想(恵我ノ荘駅周辺地区)策定の経緯

日 付	取り組みの概要
平成 25 年 9 月 24 日	<p>第1回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽曳野市バリアフリー基本構想（古市駅周辺地区）について ○古市駅周辺地区のバリアフリー進捗状況 ○恵我ノ荘駅周辺地区の現状について ○施設と経路の現状と今後の課題 ○今後のスケジュール（案） ○タウンウォッチング（まち歩き点検）について
平成 25 年 11 月 29 日	<p>タウンウォッチング及びワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅や公共施設等、多くの人々が利用する施設及びその周辺の道路等を実際に歩き、バリアフリー上の課題等を抽出
平成 26 年 2 月 13 日 ～2 月 27 日	<p>意見募集（パブリックコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽曳野市バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）（素案）の公表と意見募集
平成 26 年 3 月 24 日	<p>第2回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽曳野市バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）原案の検討等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回協議会から原案作成までの経緯について ・ バリアフリー対象地区の現状 ・ 移動等円滑化の基本理念と基本方針 ・ 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定 ・ 重点整備地区における整備目標 ・ バリアフリーの推進に向けて ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の対応について

参考資料 4

バリアフリー対象地区周辺のタウンウォッチング（まち歩き点検）の実施について

1. 実施概要 : 駅や公共施設等、多くの方々が利用される施設及びその周辺の道路等を実際に歩き点検する「タウンウォッチング」と、そのまとめ作業である「ワークショップ」を開催させていただきました。
2. 実施日 : 平成 25 年 11 月 29 日 (金)
3. 実施時間 : 12 時 30 分 集合 ⇒ 開会、事前説明 ⇒ 点検出発 ⇒ 帰館 ⇒ ワークショップ ⇒ 16 時 00 分 終了
4. 集合場所
及び : 羽曳野市立高年生きがいサロン 2 号館 3 階
ワークショップ会場
5. 参加者 : バリアフリー基本構想協議会委員 9 名、
障害者 (肢体不自由(車いすの方含む)、聴覚障害、視覚障害(弱視の方含む))・高齢者団体及び地域住民の方 7 名
関係機関等 10 名
事務局 10 名



北班 : 生きがいサロン⇒恵我ノ荘駅北・南側⇒サンディ⇒高村病院⇒TAKIYA⇒生きがいサロン⇒集合場所
南班 : 生きがいサロン⇒踏切⇒駅前広場⇒支所⇒あいあいハウス⇒郵便局⇒集会所⇒集合場所

